

議第23号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正
する。

別表第 1 ふん尿の項中	「	2,100	を	「	2,160	に改め, 同表
		1,050			1,080	
		4,500			4,620	
		2,250			2,310	
		4,500			4,620	
		2,250			2,310	
		900			920	
		450			460	
		1,900			1,950	
		950			970	
		1,900			1,950	
		950			970	
	」			」		

犬, 猫等の死体の項中「4,600」を「4,730」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1ふん尿の項の規定(定期的に収集するときに係る部分に限る。)は, 平成26年4月16日以後に収集するふん尿の収集, 運搬及び処分に係る手数料(定期的に収集するときに係るものに限る。以下同じ。)について適用し, 同日前に収集するふん尿の収集, 運搬及び処分に係る手数料については, なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い, 手数料の適正化を図る必要があるので提案する。